

総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し、若しくは廃止し、又は航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地を変更することができます。この場合においては、政府は、次に於てこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。

(編成) 第四節 共同の部隊の組織及び編成

第二十一条の二 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として統合作戦司令部を置く。

前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊(陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。)は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

前二項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の指揮(統合作戦司令官)。

第二十二条の三 統合作戦司令部の長は、統合作戦司令官とする。

統合作戦司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、統合作戦司令部の隊務を統括する。

防衛大臣は、第六章に規定する行動、第一百条の五第一項に規定する国賓等の輸送、防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち運用に係るものその他の自衛隊の運用に關し、統合運用による円滑な任務遂行を図る必要がある場合には、自衛隊の部隊の全部又は一部を統合作戦司令官に一部指揮させることができる。

(特別の部隊の編成) 第五節 部隊編成の特例及び委任規定

内閣総理大臣は、第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十二条第一項の規定により自衛隊の出

動を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

防衛大臣は、第七十七条の四の規定による國民保護等派遣、第八十二条の二の規定による官の一部指揮下に置くことができる。

第三項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

前二項の規定により必要な知識及び技能を修得せらるための教育訓練(病院の所掌に係るもの及び

第二十七条の二第二号に掲げるものを除く。)を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の学校、政令で定める航空自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究(第二十七条の二第二項第三号に掲げるものを除く。)を行う。

前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

前二項の規定にかかるらず、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

前項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに當つては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならぬ。

政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに當つては、航空教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

(補給) 第四章 機関

本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に關し必要な事項は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一、学校
二、補給處
(機関)

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊又は航空自衛隊の機関として教育訓練研究本部及び補給統制本部を置くことができる。

前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜収容所を置くことができる。

前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定める

ところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

第一項、第三項及び第四項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を図る必要がある場合における警備行動、第八十二条の二の規定による国海賊対処行動(第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の二の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(学校)

学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得せらるための教育訓練(病院の所掌に係るもの及び

第二十七条の二第二号に掲げるものを除く。)を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の学校、政令で定める航空自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究(第二十七条の二第二項第三号に掲げるものを除く。)を行う。

前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

前二項の規定にかかるらず、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

前項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに當つては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならぬ。

政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに當つては、航空教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

(補給) 第五章 機関

本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に關し必要な事項は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一、学校
二、補給處
(機関)

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊又は航空自衛隊の機関として教育訓練研究本部及び補給統制本部を置くことができる。

前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜収容所を置くことができる。

前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定める

ところにより、補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

第一項、第三項及び第四項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を図る必要がある場合における警備行動、第八十二条の二の規定による国海賊対処行動(第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の二の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隸属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(病院)

病院においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得せらるための教育訓練(病院の所掌に係るもの及び

第二十七条の二第二号に掲げるものを除く。)を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の病院、政令で定める航空自衛隊の病院又は前条第四項の規定に基づき置かれた病院においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究(第二十七条の二第二項第三号に掲げるものを除く。)を行う。

前項に規定するもののほか、病院は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

前二項の規定にかかるらず、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

前項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

陸上自衛隊の病院の校長がその校務を掌理するに當つては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならぬ。

政令で定める航空自衛隊の病院の校長がその校務を掌理するに當つては、航空教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

(補給) 第六章 機関

本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に關し必要な事項は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一、学校
二、補給處
(機関)

前項に規定するもののほか、陸上自衛隊又は航空自衛隊の機関として教育訓練研究本部及び補給統制本部を置くことができる。

前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜収容所を置くことができる。

前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定める

隊員のうち、幹部候補者名簿に記載されている隊員の昇任、降任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、降任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、降任及び転任(第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く)並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(次項及び第三項において「採用等」という。)を行う場合に、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとす

2 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、防衛大臣は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、隊員の採用等を行うことができる。

3 防衛大臣は、前項の規定により隊員の採用等を行つた場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、防衛省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならぬ。以下この項において「昇任等」という。)

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、降任、転任、退職及び免職(第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。以下この項において「昇任等」という。)

5 以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。(この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第三十二条の五 防衛大臣及び防衛装備府長官

は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には隨時、管

理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、第三十一条第五項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣又は防衛装備府長官に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

第三十二条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣又は人事に関する情報の管理

2 防衛装備府長官に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めるこ

とができる。内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

(自衛官の階級)

第三十二条 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士及び二等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹長、一等海等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士及び二等海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空將、空將補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等空士とする。

(服制)

第三十三条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生(防衛省設置法第十五条第一項又は第六十条第一項(第三号を除く。)の教育訓練を受けている者を

いう。第九十八条第一項を除き、以下同じ。)生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

(非常勤の隊員等の特例)

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時に任用される場合の隊員の服制は、防衛省令で定める。

(非常勤の隊員等の特例)

された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員(第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。)、第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令でこの章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の特例(罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。)を定めることができる。

第二節 任免

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他の隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間)

して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続いて第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。

4 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

5 前各項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。

6 第一項の任用期間の起算日は、同項の自衛官に任用された日とする。ただし、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合にあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものがその指定を取り消された場合は、当該指定を取り消された日とする。

7 防衛大臣は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続いて任用された日とする。

8 防衛大臣は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる場合には、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内、その他の場合にあつては六月以内の期間を限つて、任用期間を延長することができる。

(隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかるわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占

期間（六月の期間とするが適当でないと認められる隊員として防衛省令で定める隊員については、防衛省令で定める期間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

前項に定めるもののほか、条件付採用に関し

必要な事項は、防衛省令で定める。
(定年前再任用 短命時間勤務隊員の任用)

（自以後はこの法律の規定により退職（臨時的）に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。）をした隊員（以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に国家公務員法の規定により退職（同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）を、政令で定めることにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者は又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者がこれらの方を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職その職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された隊員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

公務員による年齢六十岁以上の退職者のうち、それらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定期退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定期前再任起用時間勤務隊員のうち

当該定年後再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

(幹部隊員の降任に関する特例)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを含める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、同じ職制上の段階に

第三節 分限、懲戒及び保障

4 命權者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の當時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合、第十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の

規定により降任される場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、
降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

り、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合のほか、その職務に
必要なる箇客生にて、場合

四 必要な過格性をもつ場合
組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の
減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占
（幹部隊員の降任に関する特例）

める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の実績

— 当時幹部隊員が人情詩体又は戯曲の状況を示す事実に照らして、同じ職制上の段階に

属する他の官職を占めるものとして政令で定められる要件に該当する場合

二　当該幹部隊員が現に任命されている官職と仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三　当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適當な官職がないと認められる場合は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

を擧げることが十分类される場合として政令で定める場合

三 当該幹部隊員に該当する場合
くは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

(休職)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合の事件が裁判所に係属する間とする。

二 刑事事件に関し起訴された場合

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で定める。ただし、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

二 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

三 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

四 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならぬい。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第四十四条の二 任命権者は、管理監督職(防衛省職員給与法第十一條の三第一項に規定する官

定める期間を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならぬ。

防衛大臣は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては、一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該隊員に対し、懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分を下すことができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合
三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

四 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合（の一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き二以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）
五 在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続いた在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」といふ。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該隊員に対し、同項に規定する懲戒処分

を行なうことができる。隊員が、第四十一条の二第一項又は前条第一項の規定により採用された場合において、年齢六十岁以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者となつた日まで

の引き続く隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十一条の二第一項若しくは前条第一項の規定によりかつ採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

(懲戒の効果)

第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一級又は二級だけ下位の階級又は職務の級にくだるものとする。

二 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

三 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

四 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章の規定は、適用しない。

前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定められるものに付議しなければならない。

第一項に規定する審査請求に対する裁決は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。

（服務の本旨）

第五十条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

（服務の宣誓）

第五十一条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒に關し必要な事項は、政令で定め（審査請求と訴訟との関係）

第四十八条の二 防衛装備府の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。）は、防衛装備府長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

（審査請求の特例）

第四十九条の二 防衛装備府の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。）は、防衛装備府長官により、その意に反して同様に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（委任規定）

第五十二条 隊員は、防衛省令で定めるところに自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

（第四節 服務）

第五十三条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（勤務態勢及び勤務時間等）

第五十四条 隊員は、何時でも職務に従事することができる態勢になければならない。

（指定場所に居住する義務）

第五十五条 隊員は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

（職務遂行の義務）

第五十六条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

（上官の命令に服従する義務）

第五十七条 隊員は、その職務の遂行に當つて、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不當な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

（審査請求の手続）

第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び行政不服審査法の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時に任用された隊員、学生及び生徒については、適用しない。

（第五十条の二） 第四十九条第一項に規定する处分（前条に規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るものをお除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（第五十条の三） 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒に關し必要な事項は、政令で定め（審査請求と訴訟との関係）

第五十条の二 防衛装備府の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。）は、防衛装備府長官により、その意に反して同様に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（委任規定）

第五十二条 隊員は、防衛省令で定めるところに自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

（第四節 服務）

第五十三条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（勤務態勢及び勤務時間等）

第五十四条 隊員は、何時でも職務に従事することができる態勢になければならない。

（指定場所に居住する義務）

第五十五条 隊員は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならない。

（職務遂行の義務）

第五十六条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

（上官の命令に服従する義務）

第五十七条 隊員は、その職務の遂行に當つて、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不當な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

（審査請求の手續）

(品位を保つ義務)

第五十八条 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

4 前二項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が同項において準用する同法第十八条の三第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

(職務に専念する義務)

第六十条 隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならぬ。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができるない。

3 共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。

4 前二項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

(防衛医科大学校卒業生の勤続に関する義務)

3

1

（政治的行為の制限）

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求める、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてする

を問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行为をしてはならない。

2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 隊員は、當利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら當利企業を営んではならない。

2 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、行政執行法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは當利企業以外の事業を行なう場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならぬ。

(団体の結成等の禁止)

第六十四条 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。

4 前二項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、國に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

(防衛医科大学校卒業生の勤続に関する義務)

3

1

（政治的行為の制限）

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるものほか、隊員の服務に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

るまでは、隊員として勤続するよう努めなければならない。

(委任規定)

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるものほか、隊員の服務に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、當利企業等(當利企業及び當利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。))を

支配されている法人として政令で定めるものを職後に、若しくは隊員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人(当該當利企業等に財務及び營業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。))を

支配されている法人として政令で定めるものを企業等若しくは隊員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせるこ

とを要求し、若しくは当該地位に關する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせるこ

一 項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十五年に達していないもの(定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将及び空将補の(一)欄又は(二)欄又は

(二)欄の適用を受ける自衛官を除く。)

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)

4 他の地位に就かせる目的として行う場合

5 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

6 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

7 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

8 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

9 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

10 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

11 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

12 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

13 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

14 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

15 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

16 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

17 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

18 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

19 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

20 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

21 前項第二号の「退職手当通算予定隊員」は、他の地位に就かせる目的として行う場合

る部局又は機関として政令で定めるものを行う。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関する行為を行なう場合

四 一般定年等隊員(若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。)が官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関する行為を行なう場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により若年定年等隊員あつては防衛大臣の、一般定年等隊員あつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

六 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等(以下「審議会」という。)の意見を聽かなければならぬ。

四 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

五 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受け付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

六 国家公務員法第一百六条の三第三項から第五項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

(再就職者による依頼等の規制)

第六十五条の四 隊員であつた者であつて引き続いて退職手当通算予定隊員である者(以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職

していった局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該當利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該當利企業等若しくはその子法人に対するように、又はしないようによると求められ行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないようによると求め、又は依頼してはならない。

二 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないようによると求めし、又は依頼してはならない。

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第一項に規定する競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するため必要な場合

五 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

六 防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局の局長若しくは防衛装備府長官の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定められた再就職者が隊員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対して、契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないようによると求めし、又は依頼することに認められる場合とし、政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者があつては防衛大臣の離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者があつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対して行ふべきは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関する若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行ふべきは、これを提示しなければならない。

七 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

八 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受け付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを行なうために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行なうため必要の場合

二 防衛省若しくは防衛装備庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第一項に規定する競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するため必要な場合

五 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

六 防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局の局長若しくは防衛装備府長官の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定められた再就職者が隊員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対して、契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないようによると求めし、又は依頼することに認められる場合とし、政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者があつては防衛大臣の離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者があつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対して行ふべきは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関する若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行ふべきは、これを提示しなければならない。

七 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

八 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受け付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

九 國家公務員法第一百六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

十 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合は再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

第二款 違反行為に関する調査等

(若年定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為(前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。)を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に關し調査を行うことができる。

1 防衛大臣は、前項の調査に關し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に、出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行ふべきは、これを提示しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への権限の委任)

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に關して懲戒その他の処分を行おうとする

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができるもの。

第二項 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(予備自衛官の呼称及び制服の着用)

第六十九条の二 予備自衛官は、その指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる。

第二項 予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

第三項 前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の場合には、防衛大臣の定めるところにより、制服を着用することができる。

二 自衛隊の行なう行事その他防衛大臣の定める行事に参加する場合

(防衛招集、国民保護等招集及び災害招集)

第七十条 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることを予測される場合において、必要があると認めるとき

命官

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置)に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るもの)を除く。以下同じ。)を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき

国民保護等招集命令書による招集命令を受けた部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による災害招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による災害招集命令

二 前項各号の招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならない。申立て出頭した日をもつて予備自衛官は、辞令を發せられることなく、招集に応じなければならない。

二 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を發せられることなく、招集に応じなければならない。申立て出頭した日をもつて、現に指定されてい

る階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

四 前項本文の場合においては、当該自衛官の任用期間は、第三十六条の規定にかかわらず、その者の予備自衛官としての任用期間によるものとし、当該自衛官については、第四十五条第一項の定年に関する規定は、適用しない。

五 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、防衛大臣は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

六 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

七 前二項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第九項に該当する場合を除き、辞令を發せられない。

八 防衛大臣は、第六項により招集を解除されることはなく、招集の解除の日の翌日をもつて予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

九 第一項各号の規定による招集命令を受けた後は、当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合

が発生した場合は、当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事すること

ができないなかつた日(招集の解除の日又は同項の規定による招集命令の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

一 第七十一条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合

が発生した場合は、当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事すること

ができないなかつた日(招集の解除の日又は同項の規定による招集命令の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

二 第七十二条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

三 第七十三条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

四 第七十四条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

五 第七十五条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

六 第七十六条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

七 第七十七条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた場合の日まで勤務した場合

自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日(招集に応じて出頭した日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

九 第六十八条第三項の規定により任用期間が長されていた自衛官が招集を解除された場合においては、招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

(訓練招集)

二 前項の訓練招集命令を受けた予備自衛官は、指定期間に毎回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができる。

による招集命令を受け、同条第二項の規定により自衛官である者に対する給付金(予備自衛官である者を含む。)である者に對する給付金(予備自衛官である者を含む。)の他予備自衛官の職務に對する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他の予備自衛官の職務に對する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

長されていた自衛官が招集を解除された場合においては、招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

おいては、招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供)

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供)

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供)

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供(予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供)

は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならぬ。

2 予備自衛官は、防衛招集、國民保護等招集若
ない。

閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発発することができる。この場合において、当該

各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したとき

3 しくは災害招集又は訓練招集に支障を來すことのないよう、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならぬ。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他の政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため部隊等を派遣する場合 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令 令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合 防衛招集命令書による防衛招集命令

、第七十条第四項、第五項及び第九項の規定によ
りは、第一項各号の規定による招集命令を受けた
官となつたものとする。

は、防衛省令で定めるところにより、その者に對し、勲績報奨金を支給することができる。
(準用)

第七十五条 第四十一一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

第四十二条 第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

三 第七十一条第一項若しくは第八十三条第二項の規定による治安出動命令が發せられた場合又は事態が紧迫し、第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合 治安招集命令書による治安招集命令

四 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二若しくは第八十三条の三の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

五 前項各号の招集命令を受けた即応予備自衛官は、指定の日時、指定の場所に出頭して、招集に応じなければならぬ。

第一項各号と、同条第九項中「第六十八条第三項」とあるのは「第七十五条の人において準用する第六十八条第三項」と読み替えるものとする。

八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「年齢六十二歳」とあるのは「第四十五条第二項の規定により階級ごとに政令で定める年齢から三年を減じた年齢」と、「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」、「第二十一条の二、第二十三条の二」とあるのは「第二十一条の二、第二十三条の二」とある。

第二款 即応予備自衛官

集に応じられないにわかならない
第一項各号の招集命令により招集された即応
予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招
集に応じて出頭した日をもつて、現に指定され
ている階級の自衛官となつて現に指定されてい
ない。

を超えない範囲内で防衛省令で定める期間とする。
4 第七十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備

の上に「第七十一条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十条の四第一項各号」と、第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七

された場合において同第三項の規定により自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、第七十五条の五第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。
（部隊の指定）
即応予備自衛官の員数は、七千九百八十一人
とし、防衛省の職員の定員外とする。

陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該官員の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

前項の規定又は第七項において準用する第七

自衛官について準用する。この場合においてこれらの規定中「第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。
(委任規定)

「第一条第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは、「国民保護等招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは、「第七十五条の五第三項」と読み替えるものとする。

者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

第十条第五項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第七項において準用する同条第九項に該当する場合を除き、辞令を発せられることなく、招集の解除の日の翌日をもつて即応予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を

予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等の防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令並びに訓練招集命令の手続その他即応予備自衛官の防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集並びに訓練招集に関する必要な事項は、政令で定める。

(予備自衛官補) 第三款 予備自衛官補

第七十五条の四　害等(招集)の場合において、防衛大臣は、次の各号に掲げる必要があると認めるときは、内

○ 防衛大臣は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる指定されたものとする。

(勲綬報奨金)
第七十五条の七 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官（第七十五条の四第一項

2 予備自衛官補の員数は、防衛省の職員の定員を受けるものとする。外とする。

頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適當と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

第八十四条の四

における災害、騒乱その他の緊急事態に際して
生命又は身体の保護を要する邦人（邦人の配偶
者若しくは子、外務公務員法（昭和二十七年法
律第四十一号）第二十四条に規定する名譽総領
事若しくは名譽領事若しくは同法第二十五条第
二項の規定により採用された者又は独立行政法
人との契約により外国において当該独立行政法
人のために勤務する者として採用された者であ
つて、日本の国籍を有しないものを含む。（以下
この項及び第九十四条の六において同じ。）の
輸送の依頼があつた場合において、当該輸送に
おいて予想される危険及びこれを避けるための
方策について外務大臣と協議し、当該方策を講
ずることができると認めるときは、当該邦人の
輸送を行うことができる。この場合において、
防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際し
て生命若しくは身体の保護を要する外国人（邦
人以外の者をいう。以下この項において同じ。）
として同乗させることを依頼された者、当該外
国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い
必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務
に従事する自衛官に同行させる必要があると認
められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の
家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外
国人に早期に面会させ、若しくは同行させるこ
とが適当であると認められる者を同乗させるこ
とができる。

2 前項の輸送は、次に掲げる航空機又は船舶に
より行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空
機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該
船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけ
るものに限る。）

第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は
船舶のほか、特に必要があると認められるとき
は、当該輸送に適する車両（当該輸送のために
借り受けた使用するものを含む。第九十四条の
六において同じ。）により行うことができる。

第八十四条の五 防 (後方支援活動等)

者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第一百四十五号）後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

三 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英國、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する物品の提供

四 國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）協力支援活動としての物品の提供

五 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省の機関又は部隊等による後方支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方支援活動又は協力支援活動としての役務の提供

三 國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送

四 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英國、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する役務の提供

五 國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動

等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救

(防衛大臣と国家公安委員会との相互の連絡)
第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項、第十九条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、防衛大臣と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。
(関係機関との連絡及び協力)
第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第十九条第一項、第十八条第一項、第八十一条の二第一項、第十九条第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に關係のある都道府県知事市町村長、警察消防機関その他の國又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

官は、前条の規定により武器を使用する場合のほか、次の各号の一に該当すると認める相当の

理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要な判断と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十号）第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十八条第一項又は第八十二条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官（主として海上において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官を含む。以下この章において同じ。）の職務の執行について準用する。

海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第十七条第一項又は第八十二条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官（主として海上において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官を含む。以下この章において同じ。）の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項において「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは、「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは、「前項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは、「第七十八条第一項又は第八十二条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の

活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行ふに伴い自己の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第十一條第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の八 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十五条 自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（自衛隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料（以下「武器等」という。）を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条の三 自衛官は、アメリカ合衆国軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現在従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三条

十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合であつて、防衛大臣が必要と認める限り、自衛官が行うものとする。

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)
第九十五条の三 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器等を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(対象施設の安全の確保のための権限)

第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一、自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務を執行し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二、自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内における犯罪

三、自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三

等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十七条	都道府県等が処理する事務 で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。
二	防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対する事務の一部について協力を求めることができる。
三	第一項の規定により都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (学資金の貸与)
四	第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。
五	前四項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。 (償還金)

衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練課を修了した者にあつてはその修了後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後六年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、それぞれ同項

限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。防衛大臣は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の費用などを受けるところの合せ金を支

言語者言語統の履修をする場合、たとえば給付金を支給することができる。

は 政令で定める。
（運動競技会に対する協力）

つた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれ等に準ずる規模で開催される政令で定められた重力競争の運営に、該する政令

（同様に他の規定も同一）

（南極地域） 鶴浪に対する協力
百条の四 自衛隊は、防衛大臣の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、文部省三つあるうちの一つである。

（国賓等の輸送）
百四〇、防衛大臣は、國の機關から依頼がある場合に、自衛隊の士官を除く二支軍等に三日以内に該官の輸送を命ぜ得る。

（た場合に）自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他の政令で定める者（次項において「國賓等」という。）の輸送を行うことができ

自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供する。これらの航空機を保有するところである。

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）
第六百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者

は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い、我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。(次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。)

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

五 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

七 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において、同一の災害に対処するため当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

十 前各号に掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に常駐する合衆国軍隊

十一 第一號から第九號までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動の上に到着して一時的に滞在する各衆団軍隊

ため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の一時的活動を行ふことを指す。

の日常的な活動を行う合衆国軍隊

支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する任務の提示を行なえることができる。

前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等に掲げる役務の提供の区分に於ては、次の各号による合衆国

軍隊の区分に応じる。當該各号に定めるものとする。

各合衆国軍隊、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務

にそれぞれ附帶する業務を含む。)

国軍院、補給、轉送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利

用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）
第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

り、合衆国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する
　　外国における緊急事態に際して同項の保護措
　　置を行ふ場合又は第八十四条の四第一項に規
　　定する外国における緊急事態に際して同項の
　　邦人の輸送を行ふ場合において、当該部隊等
　　と共に現場に所在して当該保護措置又は当該
　　輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊
　　部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規
　　定する国際緊急援助活動又は当該活動を行ふ
　　人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を
　　行う場合において、同一の災害に対処するた
　　めに当該部隊等と共に現場に所在してこれら
　　の活動と同種の活動を行うオーストラリア
　　軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国
　　の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の
　　防衛に資する情報の収集のための活動を行ふ
　　場合において、当該部隊と共に現場に所在し
　　て当該活動と同種の活動を行うオーストラリ
　　ア軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除
　　く。次号において同じ。）のため、航空機、
　　船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施
　　設に到着して一時的に滞在するオーストラリ
　　ア軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航
　　空機、船舶又は車両によりオーストラリア内
　　にあるオーストラリア軍隊の施設に到着して
　　一時に滞在する部隊等と共に現場に所在
　　し、連絡調整その他の日常的な活動を行うオ
　　ーストラリア軍隊

一 防衛大臣は前項各号に掲げるオーストラリ
　　ア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任
　　務遂行に支障を生じない限度において、防衛省
　　の機関又は部隊等に、当該オーストラリア軍隊
　　に対する役務の提供を行わせることができる。
　　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提
　　供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提
　　供として行う業務は、次の各号に掲げるオース
　　トラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定める
　　ものとする。

二 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍
　　隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、
　　通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地
　　に関する業務、宿泊保管、施設の利用又は
　　訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ
　　附帯する業務を含む。）

三 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍
　　隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、
　　通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地
　　に関する業務、宿泊保管、施設の利用又は
　　訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ
　　附帯する業務を含む。）

二 第一百条の九 この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。
（英國軍隊に対する物品又は役務の提供）

第二百条の十 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる英國軍隊（英國の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英國軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び英國軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英國軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英國軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英國軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う英國軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英國軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英國軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う英國軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行いう場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英國軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外國の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行いう場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英國軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英國軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により英国内にある英國軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英國軍隊

十 防衛大臣は、前項各号に掲げる英國軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該英國軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

十一 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英國軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う六人部隊若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれら七の活動と同種の活動を行うフランス軍隊八自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国防衛に資する情報の収集のための活動を行ふ場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊八連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊九連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊十防衛大臣は、前項各号に掲げるフランス軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関

二、自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する
海賊対処行動を行う場合において、当該部隊
と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同
種の活動を行うフランス軍隊

三、天災地変その他の災害に際して、政府の要
請に基づき災害応急対策のための活動を行なう場合において、当該部隊等と共に現場に所在するも
の

四、自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する
機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこわ
らの処理を行う場合において、当該部隊と併
し現場に所在してこれらの活動と同種の活動
を行うフランス軍隊

り、フランス軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国とフランス共和国の軍隊との間に於ける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の定めるところによる。

(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供)

第一百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊(カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態に

3 の
又は部隊等に 当該フランス軍隊に対する役務の
提供を行わせることができる。
供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供
供として行う業務は、次の各号に掲げるフランス軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるフランス軍隊 炮
給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信
空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業
務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練又は訓練
に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業
務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるフラン
ス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、
医療、通信、空港若しくは港湾に関する業
務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設
の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業
務を含む。）

六 六
七 五
八 四
九 三
空機 船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊
九 連絡調整その他の日常的な活動(訓練を除く。次号において同じ)のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にある力

邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

連絡調整その他の日常的な活動(訓練を除く。次号において同じ)のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊

邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

二、自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三、天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定によるもの

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の大衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

(イ)ド軍隊に対する物品又は役務の提供)

第一百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊(インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に對し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

ナタ軍隊の施設に至着して、一時的に潜在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊
防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。
前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるカナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む）

一 自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するインド軍隊、武力攻撃事態及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第二号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するインド軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ)。

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行なう場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うインド軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき灾害応急対策のための活動を行なうインド軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行なう場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれららの活動と同種の活動を行うインド軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行なう場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれららの活動と同種の活動を行うインド軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の国防に資する情報の収集のための活動を行なう場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うインド軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するインド軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりインド内にあるインド軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うインド軍隊

一 第一項第一号に掲げるインド軍隊 捕給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務、（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるインド軍隊 捕給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

三 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。（インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

四 第百条の十七 この法律又は他の法律の規定により、インド軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供）

第一百条の十八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるドイツ軍隊（ドイツの軍隊をい

う。以下この条及び次条において同じ。)から
要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支
障を生じない限度において、当該ドイツ軍隊に
対し、自衛隊に属する物品の提供を実施するこ
とができる。

一 自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て
行われる訓練に参加するドイツ軍隊(重要影
響事態に際して我が国の平和及び安全を確保
するための措置に関する法律第三条第一項第
一号に規定する合衆国軍隊等に該当するドイ
ツ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態に
おけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い
我が国が実施する措置に関する法律第二条第
七号に規定する外国軍隊に該当するドイツ軍
隊及び国際平和共同対処事態に際して我が國
が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援
活動等に関する法律第三条第一項第一号に規
定する諸外国の軍隊等に該当するドイツ軍隊
を除く。次号及び第四号から第九号までにお
いて同じ。)

二 海賊対処行動を行ふ場合において、当該部隊
と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同
種の活動を行うドイツ軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要
請に基づき災害応急対策のための活動を行ふ
ドイツ軍隊であつて、第八十三条第二項又は
第八十三条の三の規定により派遣された部隊
等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する
機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれ
らの処理を行う場合において、当該部隊と共に
現場に所在してこれらの活動と同種の活動
を行うドイツ軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する
外国における緊急事態に際して同項の保護措
置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規
定する外國における緊急事態に際して同項の
邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等
と共に現場に所在して当該保護措置又は当該
輸送と同種の活動を行うドイツ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規
定する国際緊急援助活動又は当該活動を行ふた
る場合において、同一の災害に対処するため
に当該部隊等と共に現場に所在してこれら
の活動と同種の活動を行うドイツ軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国への軍隊の動向に関する情報その他の我が國の防衛に資する情報の収集のための活動を行なう場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うドイツ軍隊

八　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するドイツ軍隊

九　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりドイツ内にあるドイツ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する

一　第一項第一号に掲げるドイツ軍隊補給輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第九号までに掲げるドイツ軍隊補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

三　第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。
(海上保安庁等との関係)

第一百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十二年法律第八十九号)第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下この条において「海上保安庁等」という。)は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならぬ。

2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

第一百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならぬ。

3 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 (防衛出動時における物資の収用等) 第百三条 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者(以下この条において「施設」という。)を管理し、下この条において「施設」という。)を管理し、

土地、家屋若しくは物資(以下この条において「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行なうことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に応じなければならない。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に応じなければならない。

3 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所
二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定内において、これらの者が現に從事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」といいう。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該家屋の形狀の変更、家屋の所在する場所及び変更の内容並びに変更の理由について、當該処分を行う理由

5 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定めるものほか、公用令書について必要な事項は、政令で定める。

6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と該処分を要請した者が協議して定める。

7 第一項から第四項までの規定による処分を行なう場合には、都道府県知事は、政令で定めるとおり公用令書を交付して行なわなければならぬ。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所
二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定内において、これらの者が現に從事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 施設の管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間

ロ 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間

ハ 物資の使用 使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間

二 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間

ハ 物資の使用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期間

ト 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所及び期間

チ 家屋の形狀の変更 家屋の所在する場所及び変更の内容

四 当該処分を行なう理由

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、審査請求をすることができない。)は、第一項から第四項までの規定による処分は、政令で定める。

11 都道府県は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させせる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができることとする。

15 前二項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による処分について必要な手続は、政令で定める。

18 第一項から第四項までの規定による処分について、当該家屋の形狀を変更することができる。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

20 (展開予定地域内の土地の使用等)

21 第百三條の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

22 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定により、当該立木等を移転することができる。

23 この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

の規定を除く。)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

る周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない。
自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、前項に規定する周波数を使用に関して、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため、総務大臣が定めることに従うものとする。

六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

3 麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項及び第五十条の十六第一項の規定は、第一項の規定又は補給処が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合にび当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合は、適用しない。

第二百九条 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百一号）の規定は、自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下この条から第一百十一条までにおいて同じ。）については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶については、適用があるものとする。

るため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。
(道路運送法の適用除外)
第一百三十三条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条及び第九十五条の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。
(道路運送車両法の適用除外)
第一百四十四条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

3 消防法第十七條の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条冬の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行つた同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項後段の規定による撤収（次から第一百十五条の二十五までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の規定による命令が解除されるまでの間は

の規定による麻薬の譲渡を行つたときは、同様にその旨を厚生労働大臣に通知するものとする。
(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)
第一百五十四条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四条及び第五条の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号に規定する抑留対象者ををいい、同法第四条の規定によりその身体を

ところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外)
第一百十一条 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の規定は、自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

(自衛隊の使用する船舶についての支拂上り基

い。

1 2 3 4

道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、防衛大臣は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、防衛大臣の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならぬ。

自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまぎらわしい番号若しくは標識を付してはならない。

二の規定に、各命令が角附されることは、間に適用しない。

4 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該設備の設置及び維持に関する基準を定め、その他他當該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

(麻薬及び向精神薬取締法等の特例)

第一百五十三条の三 自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるものは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十二年五月三十日法律第二百四十九号)の規定による処罰の適用しない。

束されている間に死亡したものを除く。)の正体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。
(医療法の適用除外等)

第一百一十二条 防衛大臣は、自衛隊の使用する船舶（自衛隊の使用する船舶についての技術基準等）

5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。
（二）^{二重段}一、ヘリ自動車二、二輪普通車等

和二十八年法律第十四号)第二十六条第一項及び第二十八条第一項又は覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の九及

2 受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

について堪航性及び人の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

第百四十四条の二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外の規定は、自衛隊の走行によるものに適用されない。

第三十条の七の規定にかかるわらび、麻薬又は医薬品である覚醒剤原料を譲り受け、及び所持することができる。この場合においては、当該部隊の長又は補給処の処長は、麻薬及び向精神薬取締法又は覚醒剤取締法の適用については、半

和二十三年法律第二百一号) 第二十四条第
項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百三
号) 第二十三条第二項、診療放射線技師法(四
和二十六年法律第二百二十六号) 第二十六条第
二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六
号)

一號) 第百四条の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレー

（銃砲刀剣類所持等取締法の適用除外）
第一百五条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十八条の規定は、自衛隊に適用しない。

2 前項の部隊が第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬管理者又は覚醒剤原料取扱者とみなす。

八号) 第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第

2 ダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

の保有する銃砲については、適用しない。
(消防法の適用除外)

薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬使用者とみなす。

三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十二年

第一百五十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築物については同法第八十七条の三第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、それ準用する。この場合において、同法第八十五条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第七十六条第二項若

定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。前項の規定により読み替えられた漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第一百十五条の六 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規

五年法律第四百四十五号) 第二条第十二項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号) 第二十二条ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十六号) 第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十四条第五項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等とみなす。(漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例)

（港湾法の特例）

第一百五十三条の八 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、第三十七条第一項又は第五十一条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは、「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為であつて、港湾法第三十八条の二第一項の規定により届出を要するものしようとする場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び「第四項の規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）。以下「事態対処法」という。第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、同項本文及び同法第八十七条の三第三項本文中「その超えることとなる日前に、特定行政の許可」とあるのは、「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と、同法第八十五条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条による規定する部隊等をいう。以下同じ。）」と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七条の三第三項本文中「その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは事態対処法第九条第一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定によると命令が解除された後においても」と、同条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊

第百五十五条の十 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」、と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。

森林法第三十一条の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を要するものをしようとするときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知することをもつて足りる。

3
三十七条第三項又は第三十八条の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

4
（港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他行為については、適用しない。
（土地収用法の適用除外）

第一百五十五条の九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（森林法の特例）

号に掲げる事項を通知すれば」とする。

道路法第九十九条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設構築その他の行為については、適用しない。

前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路予定区域の占用に対する道路法第九十九条第二項において準用する同法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十九条第二項において準用する同法第三十五条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」とあるのは、「第九十九条第二項において準用する第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば」とする。

第二項の規定により読み替えられた道路法第三十五条又は前項の規定により読み替えられた同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の通知を受けた者は、道路の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(土地区画整理法の適用除外)

（道路法の特例）

第一百五条の十一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十四条の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

前項前段に規定する自衛隊の部隊等が行う道路の占用に対する道路法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同条中「道路管理者に協議し、その同意を得れば」の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項と並び一しょに、

られ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた者は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

(景観法の特例)

第一百五十三条の二十二 景観法（平成十六年法律第二百十号）第十六条第一項、第二十二条第一項本文の規定は、第七十条及び第三十一条第一項本文の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六条第二項又は第九条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六条第二項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは、「協議」と、「これを許可しては」とあるのは、「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは、「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第一百五十三条の二十四 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防護施設管理者との協議が成立することをもつて足りる」とする。

前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備による海域の利用の促進に関する法律の特例）

第一百五十五条の二十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備による海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは、「その協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

前項の規定により読み替えられた排他的経渌水域及び大陆棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（医師法の特例）

第一百五十六条の二十六 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十一条第一項第一号に規定する試験に合格したものは、同法第十七条の規定にかかるとあるのは、「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

前項の規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これららの規定にかかわらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同法第十七条の二に規定する医業をすることができる。

第一百五十六条の二十七 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合は、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設管理者との協議が成立することをもつて足りる」とする。

前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備による海域の利用の促進に関する法律の特例）

第一百五十六条の二十八 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備による海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合は、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは、「その協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

前項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備による海域の利用の促進に関する法律第十条第三項の規定により、同法第十三条第一項及び第三十一条第一項の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為について、適用しない。

第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて、自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第一号に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。）若しくは設置については、同法第七十七条第一項第一項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九

（食事の支給） 第一百六条の二

2 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

第

八 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧

第二百一十七条 この法律に特別の定があるもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧（委任規定）

か、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
(経過措置)

か、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
(経過措置)

制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めること

制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めること

ができる。
第九章 罰則

ができる。
第九章 罰則

は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第六十二条第一項の規定に違反した者
三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするよう、又は相手の行為をこなして不正な行為をする）

二 第六十二条第一項の規定に違反した者
三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするよう、又は相手の行為をこなして不正な行為をする）

当の行為をしないように要求する行為に限る。」をした再就職者又は依頼する行為に限る。」

当の行為をしないように要求する行為に限る。」をした再就職者又は依頼する行為に限る。」

当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(第百二十二条に定めるものに限る)又は自らの行為によるものとして該当する行為(第百二十二条に定めるものに限る)をした再就職者

当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(第百二十二条に定めるものに限る)又は自らの行為によるものとして該当する行為(第百二十二条に定めるものに限る)をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る）をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

為（職務上不正な行為をするように、又は相
当の行為をしないように要求し、又は依頼す
る行為に限る。）をした再就職者

為（職務上不正な行為をするように、又は相
当の行為をしないように要求し、又は依頼す
る行為に限る。）をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正

（事務の区分）

第一百六十二条の四

（事務の区分）
第一百六十六条の四 第百三十三条第一項から第四項まで

第六項
で、第一百三條

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から
要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要
求又は依頼を受けたことにより、職務上不正
な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

に要求し、依頼し、若しくは唆したことにして関
し、営利企業等に對し、離職後に当該営利企
業等若しくはその子法人の地位に就くこと、
又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員
であつた者を、当該営利企業等若しくはその
子法人の地位に就かせることを要求し、又は
約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするよう、又
は相当の行為をしてないよう、又は要求し、依頼
し、又は唆した行為の相手方であつて、同号
の要求又は約束があつたことの情を知つて職
務上不正な行為をし、又は相当の行為をしな
かつた隊員

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。

一 第六十一条第一項の規定に違反した者

二 第六十四条第一項の規定に違反して組合そ
の他の団体を結成した者

三 第六十四条第二項の規定に違反した者

四 第七十一条第一項第一号の規定による防衛招
集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の
四第一項第一号若しくは第三号の規定による
防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた
即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定
された日から三日を過ぎてなお指定された場
所に出席しないもの

五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定に
よる出動待機命令を受けた者で、正当な理由
がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの
又は職務の場所につくよう命ぜられた日か
ら正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務
の場所につかないもの

六 第七八条第一項又は第八十一条第二項に
規定する治安出動命令を受けた者で、上官の
職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しな
いもの

七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反
抗した者

八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命
令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

九 前項第一号若しくは第四号から第六号までに
規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫
助をした者又は同項第三号、第七号若しくはその第
八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、
若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処

第一百二十条 第七十八条第一項又は第八十一条第一項二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその帮助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第五十二条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、七年以下の拘禁刑に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくは酩酊して職務を怠つた者

前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその帮助をした者又は同一項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第一百二十二条の二 第百十九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

二 第百十九条第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、

第百二十四条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
第百二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
第百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれららの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするよう、又はしないよう要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするよう、又は相當の届出をせず、又は虚偽の届出をした者又は依頼した者を除く。）
二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
附 則 抄
1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。
2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるとときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられる施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。
3 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。
4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月二三日法律第七一）
（施行期日）
六四号 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月二三日法律第七一）
（施行期日）
六四号 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び第二十条の四の改正規定、第二十条の三第二項を改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一五日法律第一三七号）
（施行期日）
六二号 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三四年五月一二日法律第一三七号）
（施行期日）
六二号 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二十七条第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集団及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空团司令部に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第一〇号）
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三五年六月二三日法律第一〇号）
（施行期日）
第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一〇号）抄	附 則（昭和三五年八月一日法律第一四一號）抄	附 則（昭和三六年六月一二日法律第一二六号）抄	附 則（昭和三六年六月一二日法律第一一	（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中灾害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	1 この法律中第十五条第一項及び第十八条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める部分に限る。）、第十五条第三項の改正規定（「警戒隊」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令部」を「練習艦隊司令部」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定（第十七条の二の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令」を「練習艦隊司令官」に改める部分に限る。）、第二十条の二から第二十二条の五まで、第二十二条、第二十六条第三項及び第二十七条第三項の改正規定、第二十八条の改正規定（「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める部分に限る。）、第三十三条及び第六十六条の改正規定、第一百条の二の次に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第一百六十六条の三及び別表第二の改正規定は公布の日から施行し、その他の部分は公布の日から起算して十ヶ月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）別表第一中第四師団、第六師団、第七師団、第八師団及び第九師団に係る部分は、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）までの間は、適用しない。	1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	1 この法律は、公布的日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一日法律第一〇号）抄	附 則（昭和三五年八月一日法律第一四一號）抄	附 則（昭和三六年六月一二日法律第一二六号）抄	附 則（昭和三六年六月一二日法律第一一	（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る。）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二一条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十一条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第一百五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一条を加える改正規定は、第一中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）において行政不服審査法（昭和三十七年法律第六六十号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日ににおいて同法がまだ施行されていない場合においては同法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例によつては、裁判所は、原告の申立てによつて、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法によることができるものとされ、かつ、その提起期間は、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間は、この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができる。

間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十九号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和四二年八月二日法律第一三
一號）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を
こえない範囲内において政令で定める日から施
用する。

行する
附 則（昭和四四年五月一六日法律第三
三号）抄

法の旅行は併し関係法律の整理等は開する法律によつて改正されるものとする。

附則
（昭和三九年六月二九日法律第一八号）
抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三九年二月八日法律第

附見（昭和三年一二月二八日）法行第
一八五号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年四月一五日法律第四七号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を経過する、施行する。

過した日から施行する
附 則（昭和四一年五月一〇日法律第七

附見日本和田一翁三月二〇日漫得第一

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行し、改正後の

運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定

は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則（昭和四二年七月一〇日法律第五三号）抄

(施行期日等)

し、目次の改正規定 第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一五日法律第六
一条）抄

附則（昭和四二年七月二八日法律第八九号）

条第十二号に規定する警察在職年をいう。以下の者（以下同じ。）が八年以上である者にあつてはその者の衛視等（同条第三号に規定する衛視等をいふ。以下同じ。）であつた期間が二年以上、その者の同日前の警察在職年が四年以上八年未満である者にあつてはその者の衛視等であつた期間が六年以上、その者の同日前の警察在職年が四年未満である者にあつてはその者の衛視等であつた期間が八年以上あり、かつ、衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間及び幹部自衛官であつた期間の年月数とを合算して年月数が十五年（当該衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間及び幹部自衛官であつた期間の年月数とを合算した年月数のうち昭和五十五年一月一日以前の期間が十二年未満である者にあつては、十六年）以上であるときは、その者を施行法第二十五条各号に掲げる者に該当するものとみなして同条の規定を適用する。

2 施行法第二十六条の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。

附 則（昭和四七年六月八日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一二日法律第一一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一六日法律第一一六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大学校に係る部分に限る。）、同法第三十三条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三条及び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに同法第十九十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七の一部を改

1 この法律は、平成十一年三月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に一項を加える改正規定 第二条中自衛隊法第三十六条及び第二十七条の三の改正規定並びに同法第四十四条の三及び第一百条の二の改正規定並びに第三条、次項及び附則第三項の規定

二 第二条中自衛隊法第二十四条第二項、第二十六条及び第二十七条の三の改正規定並びに同法第二十八条の改正規定（「地方総監」を「自衛艦隊司令官」「地方総監」に改める部分に限る。）平成十一年十二月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

○号 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一 年五月二八日法律第六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一 年七月一六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）が

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一年七月三〇日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年八月四日法律第一九号）

この法律は、平成十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則（平成一年八月一三日法律第一二三号）

（施行期日）

第一条 ～の法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一条中自衛隊法第四十六条の改正規定（同条第二項後段に係る部分を除く。）及び附則第五条第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中自衛隊法目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第八章中第百七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百八十八条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（実施のための準備）

第二条 第一条の規定による改正後の自衛隊法（附則第四条から第六条までの規定において「新自衛隊法」という。）第四十四条の四、第四十四条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（旧法再任用隊員に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員（次項において「旧法再任用隊員」という。）に係る任用（任期の更新を除く。）及び退職手当については、なお従前の例による。

よりなりその効力を有するものとされる郵便預金法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなほその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為及び附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十二条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお前例による。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出する申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされる事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを「新法令の相当規定により新機関の長に対しその手続をしなければならないこととされた事項について、その手續がされていないもの」とみなして、当該相当規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定(従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。)により発せられた内閣府令(中央省令等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第千三百四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた總理府令を含む。)は、この法律の施行後は、新法令の相当規定(防衛省の所掌事務に係るものに限る。)に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第六条 第一条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する當利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛庁本部又は防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する當利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)

附 則 (平成一九年六月八日法律第八〇号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法目次の改正規定、同法第十条第五項及び第五十五条第六項の改正規定、同法第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に節を加える改正規定並びに同法第七十五条の二第二項及び別表第一の改正規定は、平成二十年三月三十日までの間において政令で定める日から施行する。
(処分等に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長
二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関
三 旧法令の規定により旧機関に対して提出される申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。
旧法令の規定により旧機関に対して提出される申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛施設局と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた

(防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同

条の規定を適用する。)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

第七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 附則（平成二〇年一月一六日法律第一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一三日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一八日法律第一七号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一三日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二一年六月三日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 略

ロ 第三条中自衛隊法第二条の改正規定、同法第四十四条の四第一項第五号の改正規定、同法第四十五条に一項を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定及び同法第七十五条の二第二項の改正規定

ハ 略

二 附則第三条、第十条及び第十一条の規定

イ 第三条中自衛隊法第三十三条の改正規定

（「その他」を「生徒その他」に改める部分に限る。）、同法第四十八条（見出しを含む。）、第五十条及び第五十条の二の改正規定並びに同法第五十八条第二項の改正規定（「及び学生」を「学生及び生徒」に改める部分に限る。）

（二）次に掲げる規定 平成二十二年四月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十三条の改正規定（「その他」を「生徒その他」に改める部分に限る。）、同法第四十八条（見出しを含む。）、第五十条及び第五十条の二の改正規定並びに同法第五十八条第二項の改正規定（「及び学生」を「学生及び生徒」に改める部分に限る。）

（二）次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第二十九条第一項の改正規定、同法第三十三条の改正規定（前号イに掲げる改正規定を除く。）、同法第三十一条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）及び同法第五十八条第二項の改正規定（前号イに掲げる改正規定を除く。）及び同法第五十七条の改正規定

（二）次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十二条の改正規定（「陸曹長」を「陸曹長」に改める部分を除く。）及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律別表第一の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 平成二十二年十月一日

（二）次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十二条の改正規定（「陸曹長」を「陸曹長」に改める部分を除く。）及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（二）次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十二条の改正規定（「陸曹長」を「陸曹長」に改める部分を除く。）及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。

附 則 （平成二二年六月二四日法律第五五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十九条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二二年六月二四日法律第五五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成二二年六月二二日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関する規定の施行の日前においても、行うことができる。

附 則 （平成二二年六月二二日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(三)等陸士の廃止に伴う経過措置)

第一項の規定及び第五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三条の規定による改正後の自衛隊法第三十二条

八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の七、第二十二条の五の二十三、第二二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十一、第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第十八条（水道法第四十六条、第十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十三条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十三条の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条の二の改正規定を除く。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第二十一条（駐車場法第四条の改正規定に限る。）、第二十二条（道路整備特別措置法第十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第二十三条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十四条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二百二十一条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二百四十二条（地方拠点都市十五条（公有地の拡大の推進に関する住宅地及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第二百三十九条（大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二百四十六条までの改正規定に限る。）、第二百四十二条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十五条及び第七条第三項の改正規定に限る。）、第二百三十三条（マンショングの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第二百五十七条、第二百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）

第九十条 前条の規定の施行前に同条の規定によることによる改正前の自衛隊法第百五十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に對して行つた通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第百五十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に対して行つた通知とみなす。

附 则 (平成二十三年一二月一四日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

二 附則 (平成二十三年一二月一四日法律第二二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月一二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二十四年一月二六日法律第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間に於て政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自衛隊法第二百条の六の改正規定

二 公布の日

三 略

第一項の改正規定（「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）に改める部分に限る。」並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日）

四 略

五 第一条中自衛隊法第百条の七の次に二条を加える改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

附 則（平成二五年五月一六日法律第五号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（平成二五年六月一一日法律第三五号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条（河川法目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の二」に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同法第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。）同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第一百条の三第一項第一号の改正規定（同法第一百条の三第一項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第一百二条及び第一百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改め

る部分に限る。）、第八条、第九条及び第十二条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び 二 略

三 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の公布の日

附 則（平成二五年一月二二日法律第七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二百一条 法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる（罰則に関する経過措置）

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二百二条 法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる（罰則に関する経過措置）

附 則（平成二五年一月二三日法律第一〇三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 附則第十八条の規定

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第五条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により、防衛大臣が特定秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六条の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三条の二第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四条第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第七条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、第六条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第三十一条及び第三十三条の六の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中「、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十一年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第一号に規定する公務員法）とあるのは、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」と、新自衛隊法第三十二条第二項中「、合

格した試験の種類」と、同条第三項中「国家公務員法」とあるのは、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」と、新自衛隊法第三

十一条の六第一項中「、課程対象者である隊員

その他の」とあるのは、「その他の」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第八条 防衛大臣がした第十七条の規定による改

正前の自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分

（同条第二項の規定に係るものに限る。）に関する

同条第五項に規定する事項であって、同項の

規定による報告が行われていないものについて

は、なお従前の例による。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第九条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成

十八年法律第百八十九号）第二条の規定による改

正前の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員

（次項において「防衛庁に係る隊員」という。）

であった者であつて、防衛隊設置法等の一部を

改正する法律の施行の日前に防衛庁を離職した

ものは、離職の際同法第二条の規定による改

正後の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であ

つたものとみなして、自衛隊法第三十二条第四

項及び第五項並びに第五章第五節の規定（これ

らの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十条 防衛庁に係る隊員であつた者に対する自衛隊

法第五章第五節の規定の適用については、同法

第六十五条の四第二項中「職又は」とあるのは

「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるも

の」とあるのは、「職若しくは」と、「者として政令で定めるも

の」とあるのは、「者として政令で定めるも

の」又は「その他の能力の実証」とあるのは、「人事評価」とあるのは、「規定する人事評価（自衛隊員にあつては、同項に規定する人事評価又はその他の能力の実証）」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十一条 施行日から附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員は、官房又は施設等機関に准する部局又

は機関として政令で定めるものをいう。）の所

は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十二条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十三条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十四条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十六条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十八条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第十九条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十一条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十二条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十三条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十四条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十五条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十六条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十七条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十八条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第二十九条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十一条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十二条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十三条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十四条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十五条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十六条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十七条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十八条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊

員にあつては、同項に規定する人事評価又はそ

の他の能力の実証」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置） 第三十九条 附則第三条第二項の政令で定める

日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項

掌して事務を所掌する局等組織に属する隊</

員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第三項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職若しくは内部部局に置かれていた局の局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とあるのは「防衛省による」である。必要性の技術的読替えは、政令で定めることによる。

(処分等の効力)

第十一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)次条第一項において「旧法令」という)の規定によつてした処分、手続その他の行為で

あつて、この法律による改正後のそれぞれの法

律の規定に相当の規定があるものは、この附則

に別段の定めがあるものを除き、この法律によ

る改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令

を含む。同項において「新法令」という)の相

当の規定によつてしたものとみなす。

(命令の効力)

第十二条 この法律の施行の際現に効力を有する

旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総

務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定

めるべき事項を定めているものは、この法律の

施行後は、内閣官房令としての効力を有するも

のとする。

この法律の施行の際現に効力を有する人事院

規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて

規定すべき事項を規定するものは、施行日から

起算して二年を経過するまでの間は、政令と

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行

前にした第十七条の規定による改正前の自衛隊

法の規定に違反する行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令(人事院の所掌する事項については、

人事院規則)で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活

用

務の

活

用

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第八条 新自衛隊法第四十一条の二の規定は、施行日以後に退職した同条第一項に規定する年俸三十万円二級職者（次項において「新自衛隊員」）

廿六十年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する國家公務員法による年齢六十年以上退職者（次項において「新國家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

在任者は、付録第三条第二項に規定する基

仁格者に附則第三条第二項において「基準日」を規定する基準日（以下この項において「基準日」という）。新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職（次条から基準日の翌年三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（新自衛隊法第四十一条及び附則第十一條第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第十一條第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。）を占める隊員が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十條第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務の官職」という。）に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十年以上退職者となつた者（基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者及び基準日前から新国家公務員法第八十九条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者）

を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達する定年前再任用短時間勤務隊員（当該政令で定める短時間勤務の官職にあっては、政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務隊員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続ぐ隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用隊員（次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされかつ、旧自衛隊法勤務延长期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する隊員（次項において「旧自衛隊法勤務延長隊員」という。）に係る当該旧自衛隊法勤務延长期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新自衛隊法第四十四条の七第一項各号に掲

げる事由があると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧自衛隊法勤務延長隊員に係る旧自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新自衛隊法第四十四条の二第一項の規定は、施行日ににおいて第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している隊員には適用しない。

8 任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日の前日における場合は、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の一第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）附則第五項から第十一項まで及び第十六条の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする當時勤務を要する事項は、政令で定める。

する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一條第四項において同じ。）に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（前二号及び第五号から第七号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他的事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

四 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（旧国家公務員法第八十一条の二第二項又は第三項及び附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

六 施行日前に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

七 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他的事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

- 二 一 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の六第一項の規定により退職した者

二 二 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 三 施行日以後に新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 四 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者（前三号及び第六号から第八号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 五 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

六 六 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

七 七 施行日以後に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

八 八 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職し、た者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

九 九 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第十条 任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢））をいう。に達している者

- ついては、前条第三項の規定を準用する。

第十二条 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員（以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。）のうち、この法律の施行の際に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

任命権者は、暫定再任用隊員を指定職に見なし、又は転任することができない。

任命権者は、附則第九条第一項又は前条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつて

- 準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職（以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。）に、附則第九条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している隊員（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

附則（令和四年一月一八日法律第八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年四月二四日法律第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中自衛隊法第七十五条の十の改正規定及び同法第九十八条第一項の改正規定並びに第五条の規定

三 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第一百条の十七の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定

連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日

三 第二条中自衛隊法第六十八条第二項の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定

四 第二条中自衛隊法第三十六条の二の前見出し、同条、第三十六条の三及び第三十六条の四第一項の改正規定、同法第三十六条の五の改正規定並びに同法第四十五条第一項の改正規定並びに第三条の規定

第二条		(予備自衛官又は即応予備自衛官の任用期間の延長に関する経過措置)		
横須賀地方隊		後の中衛隊法(以下この条において「新自衛隊法」という)第六十八条第二項(新自衛隊法の規定は、当該改正規定の施行の日前に自衛隊法第六十八条第三項(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。)の規定により任用期間を延長され、当該施行の日以後にその延長された任用期間が満了する予備自衛官又は即応予備自衛官には適用しない。		
別表第二(第十九条関係)		(罰則に関する経過措置)		
地方隊の名称	名称	方面隊、師団及び旅団の名称	団司令部	所在地
横須賀地方隊	横須賀地方總監部	北部方面隊	北部方面總監部	札幌市
舞鶴地方隊	舞鶴地方總監部	東北方面隊	東北方面總監部	仙台市
	横須賀市	東部方面隊	東部方面總監部	東京都
	所在地	中部方面隊	中部方面總監部	伊丹市
		西部方面隊	西部方面總監部	熊本市
		第一師団	第一師団司令部	旭川市
		第二師団	第二師団司令部	東京都市
		第三師団	第三師団司令部	伊丹市
		第四師団	第四師団司令部	春日市
		第五旅団	第五旅団司令部	帯広市
		第六師団	第六師団司令部	東根市
		第七師団	第七師団司令部	千歳市
		第八師団	第八師団司令部	熊本市
		第九師団	第九師団司令部	青森市
		第十師団	第十師団司令部	名古屋市
		第十一旅団	第十一旅団司令部	札幌市
		第十二旅団	第十二旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村
		第十三旅団	第十三旅団司令部	広島県安芸郡海田町
		第十四旅団	第十四旅団司令部	那霸市
		第十五旅団	第十五旅団司令部	普通寺市

別表第三（第二十一条関係）		航空総隊等の名称	航空総隊司令部等の名称	所在地
佐世保地方隊	吳地方隊	航空総隊 航空支援集団 航空教育集団 航空開発実験 航空開発実験実験 航空開発実験実験	航空総隊司令部 航空支援集団司令部 航空教育集団司令部 航空開発実験集団司令部 航空開発実験集団司令部 航空開発実験集団司令部	東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都
佐世保地方總監部	吳地方總監部	中部航空方面隊 中部航空方面隊司令 中部航空方面隊司令 中部航空方面隊司令 中部航空方面隊司令 中部航空方面隊司令	令部 令部 令部 令部 令部 令部	東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都
吳市	吳市	南部航空方面隊司令 南部航空方面隊司令 南部航空方面隊司令 南部航空方面隊司令 南部航空方面隊司令 南部航空方面隊司令	那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市	那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市
佐世保市	佐世保市	西部航空方面隊司令 西部航空方面隊司令 西部航空方面隊司令 西部航空方面隊司令 西部航空方面隊司令 西部航空方面隊司令	浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市	浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市
東京都	東京都	南西航空方面隊司令 南西航空方面隊司令 南西航空方面隊司令 南西航空方面隊司令 南西航空方面隊司令 南西航空方面隊司令	春日市 春日市 春日市 春日市 春日市 春日市	春日市 春日市 春日市 春日市 春日市 春日市
東京都	東京都	第一航空團司令 第一航空團司令 第一航空團司令 第一航空團司令 第一航空團司令 第一航空團司令	那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市	那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市 那霸市
東京都	東京都	第二航空團司令 第二航空團司令 第二航空團司令 第二航空團司令 第二航空團司令 第二航空團司令	浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市	浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市 浜松市
東京都	東京都	第三航空團司令 第三航空團司令 第三航空團司令 第三航空團司令 第三航空團司令 第三航空團司令	千歳市 千歳市 千歳市 千歳市 千歳市 千歳市	千歳市 千歳市 千歳市 千歳市 千歳市 千歳市
東京都	東京都	第四航空團司令 第四航空團司令 第四航空團司令 第四航空團司令 第四航空團司令 第四航空團司令	三沢市 三沢市 三沢市 三沢市 三沢市 三沢市	三沢市 三沢市 三沢市 三沢市 三沢市 三沢市
東京都	東京都	第五航空團司令 第五航空團司令 第五航空團司令 第五航空團司令 第五航空團司令 第五航空團司令	東松島市 東松島市 東松島市 東松島市 東松島市 東松島市	東松島市 東松島市 東松島市 東松島市 東松島市 東松島市
東京都	東京都	第六航空團司令 第六航空團司令 第六航空團司令 第六航空團司令 第六航空團司令 第六航空團司令	宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯	宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯 宮崎県兒湯
東京都	東京都	第七航空團司令 第七航空團司令 第七航空團司令 第七航空團司令 第七航空團司令 第七航空團司令	福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上	福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上 福岡県築上
東京都	東京都	第八航空團司令 第八航空團司令 第八航空團司令 第八航空團司令 第八航空團司令 第八航空團司令	小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市	小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市 小美玉市
東京都	東京都	第九航空團司令 第九航空團司令 第九航空團司令 第九航空團司令 第九航空團司令 第九航空團司令	郡上町 郡上町 郡上町 郡上町 郡上町 郡上町	郡上町 郡上町 郡上町 郡上町 郡上町 郡上町